



ご相談はどなたでもご利用いただけます。  
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2-3-15 花本ビル8F

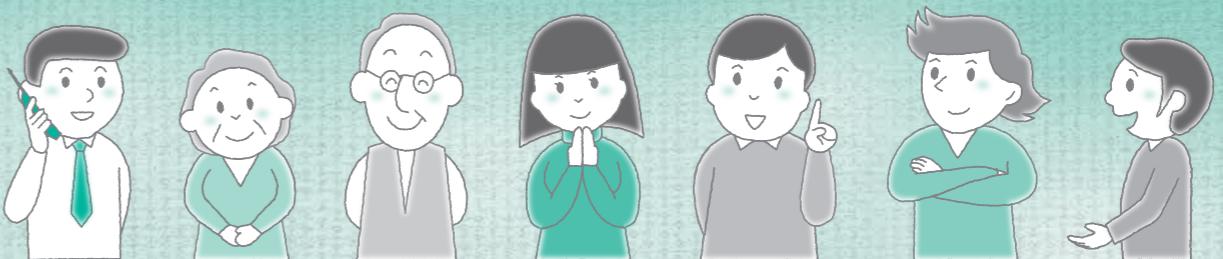
みやぎ生協 〈生活相談・家計再生支援貸付事業〉  
**くらしと家計の相談室**  
~ご相談からご融資までをサポート!~

022-292-5015 受付時間  
月~土 10:00~17:00  
(日・祝日・年末年始を除く)

みやぎ生協 くらしと家計の相談室

くらしのこと全般のご相談は  
**くらしの相談ダイヤル** 022-292-5016  
受付時間/月~土 10:00~16:00(日・祝日・年末年始を除く)

2016年度  
みやぎ生協  
「くらしと家計の相談室」  
事業活動の報告



— みやぎ生協のめざすもの —

わたしたちは、協同の力で、

人間らしいくらしを創造し、平和で持続可能な社会を実現します。



# だれもが安心してくらせる地域づくりを、 みやぎ生協の事業が応援します。

みやぎ生協では、2013年9月、

くらしや家計に困難を抱える相談者の家計の状況を確認し、認識してもらい、

現在の家計の改善策を相談者と一緒に考えていく「くらしと家計の相談室」を開設しました。

組合員加入の有無は問わず、県民全てを対象に、相談料無料で実施しています。

この事業では、相談の結果として貸付支援も行っていますが、

単に資金需要者の収入要件などから判断して融資を行うような、貸付を目的とした事業ではありません。

一時しのぎではなく、相談者が自ら家計の改善を望み、

持続可能な家計につなげるすべを一緒に考えます。

そして改善、解決の方法として資金の調達が必要である場合は、

手段の一つとして、組合員に対して生協からの貸付支援を実行するというものです。

事業開始から3年半を経過し、相談総数3,539件、貸付支援655件、支援金額5億7,840万円、

貸付金残高3億73万円となりました。

生活困窮者自立支援法の取り組みのひとつである「家計相談支援事業」については、

宮城県内で取り組みを始めている自治体はまだ数カ所です。

しかし、当生協が対応してきた相談内容から、自立した生活を継続するためには、

その基礎となる安定した収入を得るための就労の継続だけでなく、

家計支出の見直しによる収入に見合った支出の見通しが重要であることが明確になっています。

当生協は今後も積極的に行政窓口や関連機関、団体との連携を図りながら、

だれもが安心してくらせる地域をめざし、生協としての新たな役割を發揮する一つの事業として、

「セーフティネット貸付事業」を推進していきます。

## メンバーのくらしと家計改善をめざし、 資金面のご相談もお受けします。

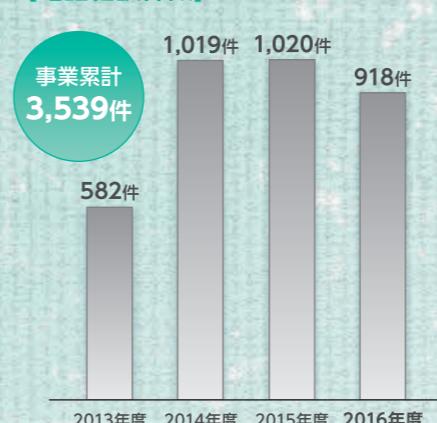
相談は、生協メンバーに限らず、必要とする県民の方すべてを対象に、無料でお受けしています。相談者の9割超の方は、「家計に資金が必要だ」として、融資を希望されてのご相談です。

いらしたきっかけは、生協からの広報やご案内によるものが多い中、開設から3年半が経ち、社会福祉協議会様や行政保護課様、行政税務課様、各種NPO団体様などからの紹介による来室が増えている傾向にあります。これは現在の福祉行政の制度には見合わない方が明らかに存在し、家計や資金繰りに苦慮しても解決策が見つからない方が多いことの表れであると考えます。

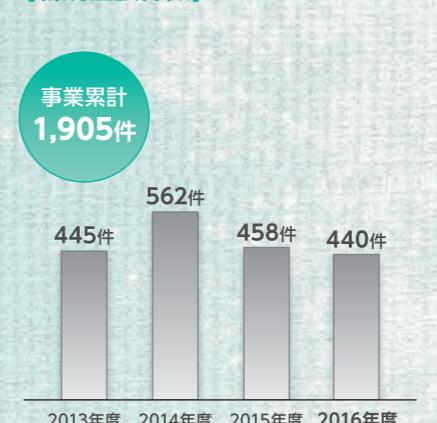


■相談者数の推移 (2013年9月～2017年3月)

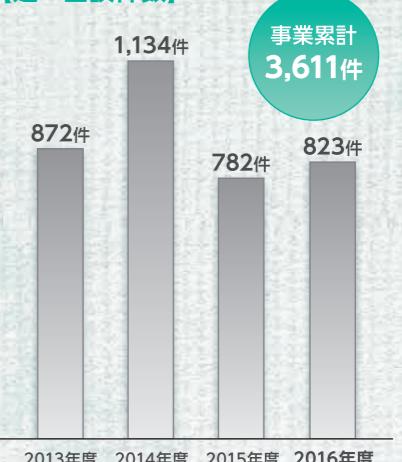
【電話相談件数】



【新規面談件数】

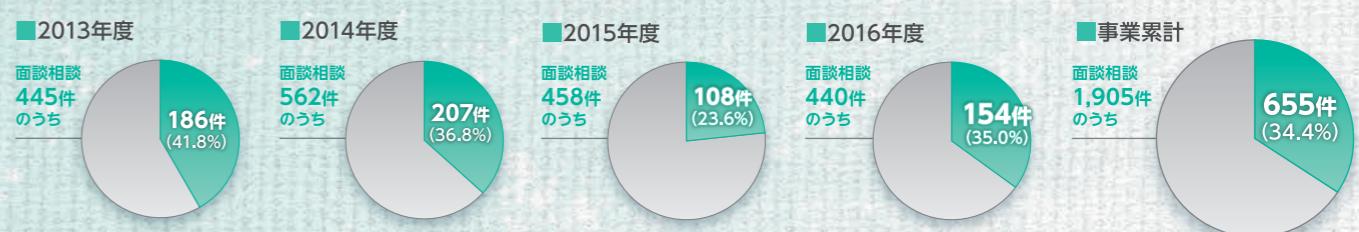


【延べ面談件数】



事業累計  
3,611件

【貸付支援件数】



事業累計  
655件  
(34.4%)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	事業累計
【貸付支援金額】	1億8,367万円	1億7,567万円	8,809万円	1億3,097万円	5億7,840万円
【貸付単価】	98.7万円	84.9万円	81.6万円	85.1万円	88.3万円
【期末貸付残高】	1億6,797万円	2億6,348万円	2億6,808万円	3億73万円	3億73万円



## 相談内容から見える、「家計やお金に関するお困りごと」の特徴的な事例

### Case1

推薦入学試験合格!!  
入学手続き諸費用が準備できない!!

相談趣旨／大学の推薦入学試験にせっかく合格したのに、入学手続きに必要な費用の準備ができない。期限が迫っていてどうやって準備したらいいのかわからない!

相談室の対応／4年間の学費の工面をどうするか、どの時期にいくら必要になるのか、家計キャッシュフロー表でシミュレーションし、ご夫婦に提示。奨学金や教育ローンの活用など、生協への返済時期もふまえた資金計画を確認し、入学前の学納金を貸付支援。



公的な教育支援貸付は入学後に申請して支給されます。が、奨学金はあくまでも子どもの借金です。また、修学旅行、部活動などの費用でも家計の中でのやりくりに苦慮するケースも見受けられます。親として子どもの将来をどのように支えていくのか、どれくらいの資金が必要なのか、長期的なシミュレーションをしながら家計を管理していくことが大切です。

### Case2

カードのリボ払い  
いつの間にか100万円の債務!!

相談趣旨／カードのリボ払いを使っていたら、限度額一杯で一括払いしかできなくなってしまった。返済が追いつかず家計が回らない!

相談室の対応／3枚のカードでリボ払いを利用し、毎月の返済を低くしそうしているため残高が一気に膨らんだ。もうカード利用はしたくないという相談者の意思を尊重し、クレジットカウンセリング協会での債務整理相談につないだ。



使い勝手のいいクレジットカード。“リボ払い”的相談が増えています。毎月5万円使うのに支払いは1万円。残り4万円は??単純計算でも1年で50万円の借金を抱えます。ショッピング限度枠はどのカードも大きく、いつの間にか債務が100万円になっていることもあります。毎月のカード利用は、収入に見合った使い方で“翌月一括払い”を基本とし、ご自身のカード利用限度枠や毎月の返済額を意識して、無駄な金利をかけずに賢く使いましょう。

### Case3

車検費用と自動車税の  
支払いが重なり準備できない。

相談趣旨／車検1か月前となったが、自動車税が昨年、今年分とまだ払っていないため、車検に出せず、仕事にも支障をきたす。普通自動車で20万円くらい必要!

相談室の対応／1年間の家計収支の中で自動車税が払えなかった原因を確認。今後の家計の見直しと資金需要時期に備えた貯蓄を進めることを条件に貸付支援を行った。



自動車税の請求時期、車検の時期は決まっています。車検が切れそうになり切羽詰ることのないよう、計画的な資金管理が必要です。



### Case4

転職により  
初任給までの生活費が不足する!!

相談趣旨／再就職先が決まり働き始めるが、月末締め翌月末払いでの初任給支給日まで2か月間くらいの当面の生活費が足りない!

相談室の対応／家計収支表の現在の生活状況から不足額を算出、再就職先の雇用証明書などの書類から今後の収入を見通し、分割での返済が可能と判断し、貸付支援。3か月後の収入安定時期に再相談を実施することとした。



会社都合や自己都合で転職や再就職が必要な場合、思うように就労先が決まり、収入が途切れてしまうケースが多くあります。貯蓄がある間はしのげますが、収入が厳しい時に生活スタイルを変えずに安易に借入に頼ると大きな債務になります。まずは失業手当、傷病手当などの公的支援給付が使えないものか確認しましょう。

### Case5

過去の国保税・住民税などの滞納があり、  
滞納額を一括で払うめどを立てなければならない!

社会保険料や住民税は、当然払う義務のあるものです。会社勤務で給与天引きではない場合や、自営業を営んでいる場合に税金滞納が起こってしまう傾向にあります。後回しにしていると最悪の場合、給与差し押さえ、口座差し押さえ、不動産差し押さえに至り、生活が立ち行かなくなります。滞納額が高額にならぬうちに行政との十分な相談をすることが大切です。

### Case6

ひとり親家庭で生活が厳しい!

ひとり親家庭(特に母子家庭)からの債務相談が増えました。家計に困窮しながらも一定の収入があるため、カードのリボ払いなどに頼っていたものの、債務のふくらみで毎月の返済が厳しくなり、相談に至っています。今後の教育費は母子・父子寡婦福祉資金貸付などで見通しが立ちますが、家計を再生するための債務整理資金に見合う公的貸付制度はなく、役割を發揮しています。

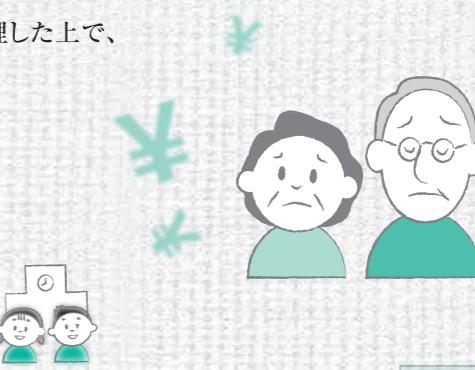
当相談室では、これらの相談に対し、家計の収入状況、支出状況を相談者と整理した上で、改善、再生のための手段を一緒に考えます。

そのうえで、公的制度や法的解決などの他制度優先の手段を探りながら、解決手段の一つとして生協からの融資が妥当と判断できる場合には、

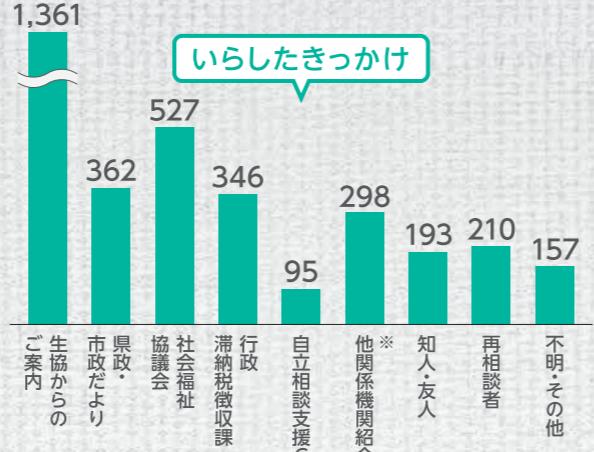
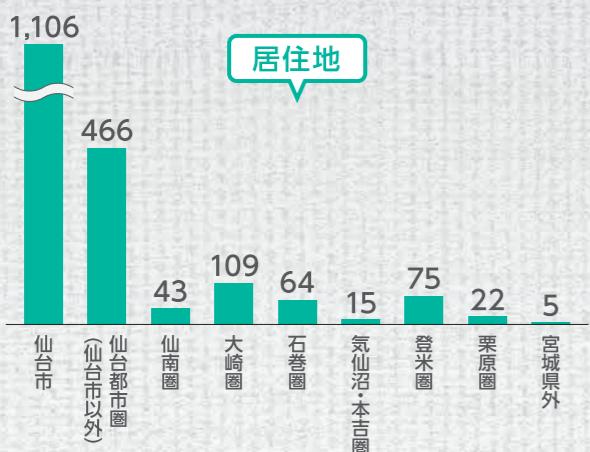
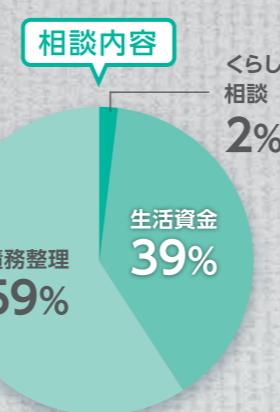
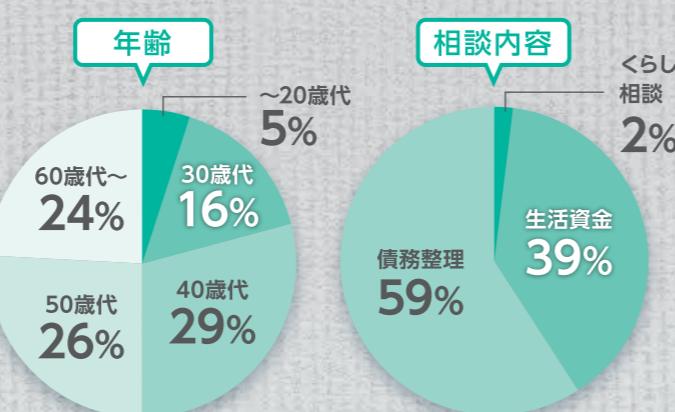
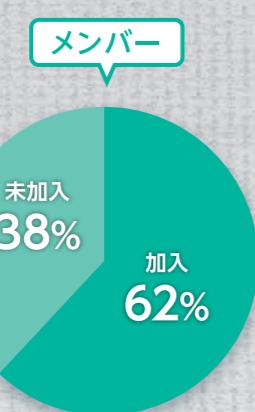
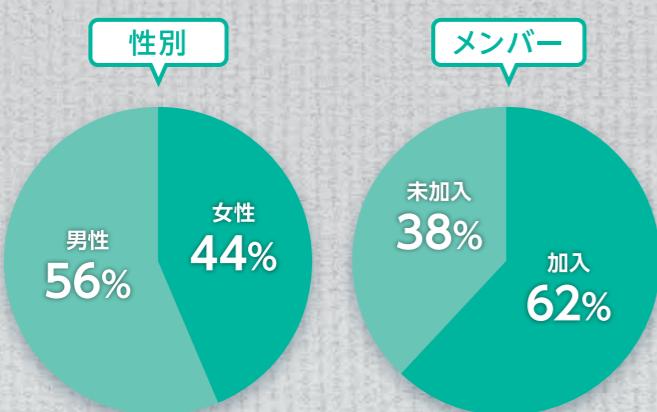
貸付をして支援しています。

相談窓口に貸付制度を備えることで、

相談者の困りごと解決策の選択肢が広がっています。



資料:相談面談者の属性 <2013年9月~2017年3月累計>



\*NPO団体など他の相談窓口

### みやぎ生協家計再生支援貸付 融資条件(貸付には審査があります。)

**対象**/他の制度利用に該当せず、貸付により家計再生が困難と判断され、返済が無理なく出来る方。  
**金利**/年9.0%  
**返済方式**/元利均等返済等  
**遅延損害金**/年14.6%

**融資限度額**/300万円(※1)  
**返済期間**/5年内  
**その他**/家計管理人(※2)、または連帯保証人が必要です。

- 融資の際はみやぎ生協のメンバー(組合員)となるために1000円以上の出資金が必要です。
  - 事業資金を使途とした融資はできません。
- ※1 収入や資金使途により異なります。  
 ※2 家計管理人とは弁済義務を負いませんが借主の家計再生に向けての協力や支援、生協との連絡や調整役など伴走者の役割を担っていただきます。

## 地域のくらしをサポートするために、このほかの事業も推進しています。

みやぎ生協は、「協同の力で、人間らしいくらしを創造し、平和で持続可能な社会を実現する」ことをめざして、事業とメンバー(組合員)と一緒に活動を進めています。地域には、ご高齢の方、障がいをお持ちの方、子育て中の方、一人暮らしの方などさまざまな人が暮らしています。地域に住むみんなが、できることで助け合い、支え合うことで安心してくらせる地域を創るために、みやぎ生協はくらしをサポートするさまざまな事業・活動を行っています。その一部をご紹介します。

### 1.コープフードバンク

お問い合わせは **022-779-1556**

品質には何ら問題がないものの、さまざまな理由で販売が難しくなってしまった食品等を無償で寄贈いただき、支援を必要としている福祉分野の団体・施設に提供し、食べられる食品を有効に活用する活動です。2012年4月に事業をスタート。食品等を寄贈いただける企業・団体は89社。食品等の提供を希望する福祉団体・施設は、社会福祉協議会を含め282団体が増えました。また、活動エリアも東北6県に広がっています。



### 2.低所得世帯の子どもの学習支援

お問い合わせは **022-218-3880**

低所得世帯などの子どもへの学習支援のサポートに2013年から取り組んでいます。現在は、宮城県と仙台市の低所得世帯の子どもへの学習支援事業を受託したNPO法人アスクと協同で、店舗に併設した集会室での教室開設をサポートしています。

### 3.こ~ぷふれあい便

お問い合わせは **022-347-3825**

お買い物が不便という方を支援する「お買い物代行サービス」です。店舗にある商品を週2回、事前にいただいた注文にそって、スタッフが生協のお店でお買い物を代行し、午後に商品をご自宅にお届けします。配達に伺った際に、次回の注文をお聞きします。県内16店舗で実施しています。

### 4.こ~ぷくらしの助け合いの会

お問い合わせは **022-218-5331**

高齢の方や障がいのある方、産前産後や子育て中の方など、手助けが必要な方と、お手伝いができる方が、それぞれ会員登録し、有償で助け合いを行なう活動です。清掃や洗濯、食事づくりなどの家事援助や話し相手、車を使用しない通院付き添い、障がいのある方の生活支援などをお手伝いしています。

### 5.くらしの相談ダイヤル

お問い合わせは **022-292-5016**

くらしの中での様々なお困りごとのご相談をお受けする「くらしの相談ダイヤル」を開設しました。ご相談内容に応じて、みやぎ生協が提供しているくらしの助け合いの会、各種サービス事業などのご案内をさせていただしたり、外部関係機関などのご案内をしています。